

# 東穀・関西取の米の試験上場の申請について

## 1 東穀及び関西取の試験上場の申請について

- 東京穀物商品取引所及び関西商品取引所は、本年3月8日、米の試験上場を申請。
- 3月25日の官報公示後3ヶ月間の縦覧期間を経た上で、1ヶ月以内(6月26日から7月25日まで)に、商品先物取引法の基準に照らし、認可の適否を決定・通知(期限内に通知をしなかった場合は自動認可)。

### ○ 主なスケジュール

3月8日(火)	東京穀物商品取引所及び関西商品取引所が米の試験上場を申請
3月25日(金)	官報公示 (法第352条第8号)
6月25日(土)	縦覧期間最終日
6月26日(日) ~ 7月25日(月)	認可又は不認可を決定・通知 (法第15条第10項)
} 縦覧期間(3か月) (法第156条第9項)	



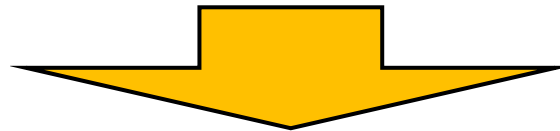
7月25日までに通知しない場合は、同日に自動認可  
(法第15条第11項)

## 2 試験上場の認可基準について

○ 商品先物取引法上、試験上場の申請があった場合は、① 十分な取引量が見込まれないこと、② 生産・流通に著しい支障を及ぼすおそれがあること、に該当しないときは認可しなければならないと規定。

### ○ 試験上場の認可基準

法律上の認可基準	具体的な判断要素
1 十分な取引量が見込まれないことに該当しないこと。 (法第156条第5項第4号イ)	➤ 一定程度、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生産・流通構造が競争的かどうか。</li><li>・ 現物取引に価格変動があるかどうか。</li><li>・ 当業者のリスクヘッジニーズがあるかどうか。</li></ul>
2 生産・流通に著しい支障を及ぼすおそれがあることに該当しないこと。 (法第156条第5項第4号イ)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生産・流通・価格政策と整合的であるかどうか。</li><li>・ 一定程度当業者の利用意向があるかどうか。</li></ul>



**国が基準不適合性を立証する必要。**

## ○ 前回（平成18年の不認可処分）と今回の比較

法律上の認可基準	具体的な判断要素	前 回	今 回
<p>1 十分な取引量が見込まれないことに該当しないこと。</p> <p>(法第156条第5項第4号イ)</p>	<p>➢ 一定程度、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産・流通構造が競争的かどうか。</li> <li>・ 現物取引に価格変動があるかどうか。</li> <li>・ 当業者のリスクヘッジニーズがあるかどうか。</li> </ul>	<p>➢ 平成7年の食糧法施行、16年の計画流通制度の廃止等により、<u>米の生産・流通構造は競争的で、当業者の一定のリスクヘッジニーズの存在等から、基準に適合と判断。</u></p>	<p>➢ 特段の事情の変化はない。米の流通は自由な取引が行われている。</p> <p>➢ 当業者の利用意向は前回に比べ増加（東穀16→39、関西12→47）。</p>
<p>2 生産・流通に著しい支障を及ぼすおそれがあることに該当しないこと。</p> <p>(法第156条第5項第4号イ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産・流通・価格政策と整合的であるかどうか。</li> <li>・ 一定程度当業者の利用意向があるかどうか。</li> </ul>	<p>➢ 米の先物市場の開設は、価格維持を目的とした<u>生産調整への参加を要件とした施策の実施により、生産調整への参加を半強制的に誘導している当時の政策との整合性が保てない</u>として、基準不適合と判断。</p> <p>➢ 当業者の一定の利用意向は存在。</p>	<p>➢ 米政策については、戸別所得補償制度の導入により、価格支持政策から所得政策に抜本的に転換。米の需給調整については、メリット措置の大幅な拡大により、生産者の経営判断による選択制に転換。</p> <p>➢ 当業者の利用意向は前回に比べ増加。</p>

### (参考) 前回申請時の主なスケジュール

【平成17年】 12月28日	・官報公示	} 縦覧期間(3か月)
【平成18年】 3月28日	・縦覧期間最終日	
〃	・中川農林水産大臣が不認可の方針を表明	

注：申請日は東穀が平成17年12月9日、関西取が同年12月16日。

## (参考1) 米の試験市場への取引参加意向の状況

	東京穀物商品取引所		関西商品取引所	
	今回	(参考)前回	今回	(参考)前回
当業者	39	16	47	12
米流通業者	30	11	29	11
食品製造業者	5	1	0	0
商社	2	4	2	1
雑穀卸売業者等	0	0	12	0
生産者	2	0	4	0
その他(商品先物取引業者等)	27	13	10	10
合計	66	29	57	22

(注) 当業者とは、当該上場商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは生産、加工又は使用を業として行っている者である。

## (参考2) 東穀・関西の米の試験市場の申請概要

	東京穀物商品取引所	関西商品取引所
1 標準品(取引の対象)	➤関東コシヒカリ(茨城・栃木・千葉)	➤北陸コシヒカリ(石川・福井)
2 受渡供用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤コシヒカリ(東北・北陸・関東)</li> <li>➤ひとめぼれ(東北)</li> <li>➤あきたこまち(岩手・秋田)</li> <li>➤はえぬき(山形・庄内)</li> <li>➤北海道きらら397・ほしのゆめ・ななつぼし</li> <li>➤青森つがるロマン・まっしぐら</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤コシヒカリ(東北・関東・中部・中国)</li> <li>➤ひとめぼれ(宮城・岩手)</li> <li>➤あきたこまち(秋田)</li> <li>➤はえぬき(山形・庄内)</li> <li>➤ヒノヒカリ(九州)</li> <li>➤北海道きらら397・ほしのゆめ・ななつぼし</li> <li>➤青森つがるロマン・まっしぐら</li> </ul>
3 取引期間(限月)	➤連続6限月制(例:5, 6, 7, 8, 9, 10月)	同左
4 開設期間	➤平成23年7月の取引開始から2年間	同左

### (参考3)

## 商品先物取引法(昭和25年8月5日 法律第239号)(抜粋)

(許可の基準及び意見の聴取)

第十五条 略

2~9 略

10 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第三百五十二条(第三号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

11 主務大臣が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第九条の許可があつたものとみなす。

(業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更)

第一百五十六条 商品取引所の業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、業務規程の軽微な変更であつて主務省令で定めるものについては、この限りでない。

2~4 略

5 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一~三 略

四 商品市場(期限付商品市場を除く。)における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更(範囲変更期間が定められているものに限る。)、期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ 略

五 略

6~8 略

9 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合においては、第三百五十二条(第八号に係る部分に限る。)の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

(公示)

第三百五十二条 主務大臣は、次に掲げる場合は、上場商品又は上場商品指数に関する事項その他の主務省令で定める事項を、遅滞なく、官報に公示しなければならない。

一~七 略

八 第一百五十五条第二項又は第一百五十六条第二項の規定による認可(上場商品又は上場商品指数の範囲の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。))に係るものに限る。)の申請書の提出があつたとき。

九・十 略